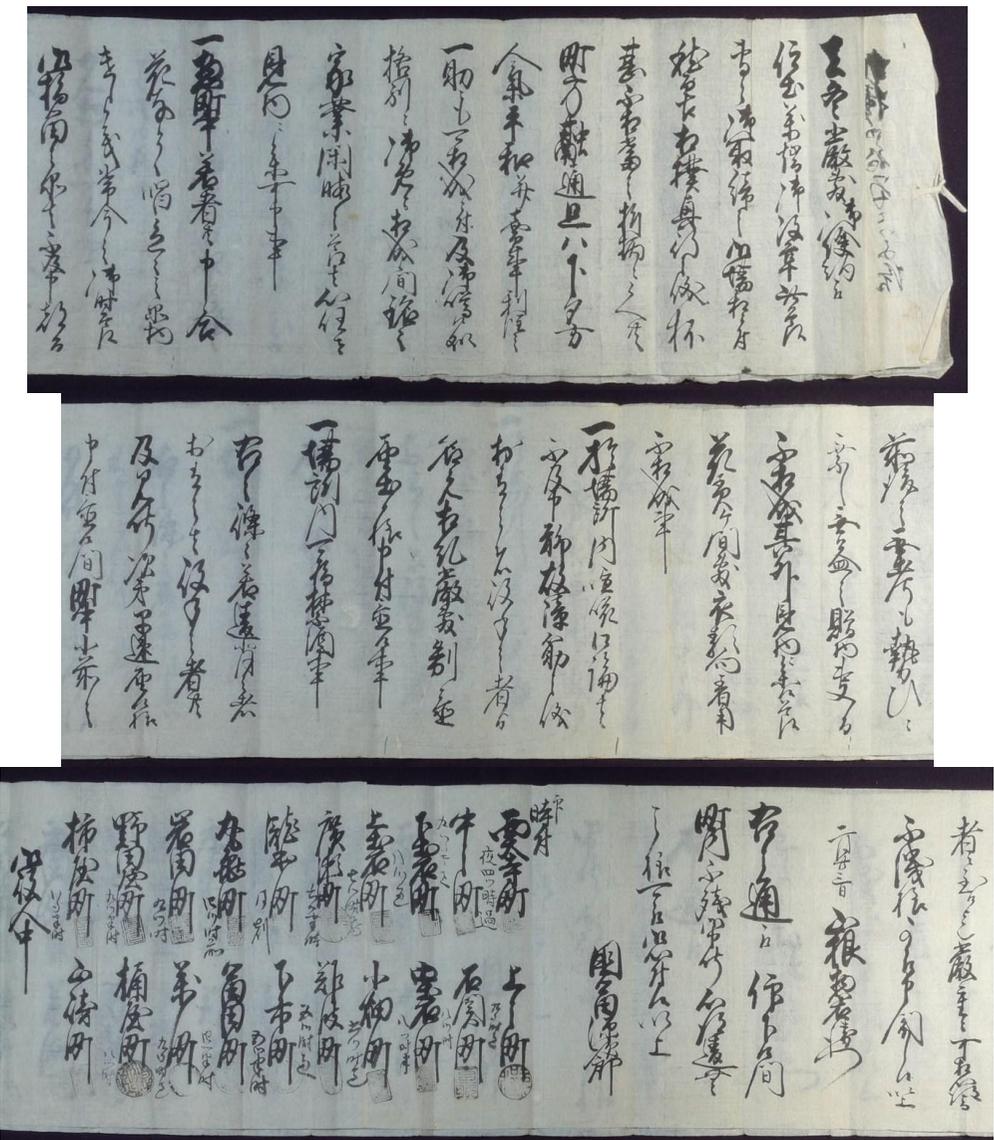


「相撲興行御触」 安政二年二月二十三日 (当館蔵・国富文庫)

町奉行が出した「相撲興行御触」(国富文庫)をみると、喧嘩・騒乱や風紀の乱れを心配しつつも、今回は市中の活気のための格別の開催。見物へ多くの市民の参加が呼び掛けられ、相撲に大きな期待が寄せられていたことがうかがえます。

岡山城下の各町に触れが回された様子もうかがえる資料です。



(大意)

さる冬、厳しきご儉約仰せ出だされ、万般ご改革、この節もつばら御取締のご場相につき、稽古相撲興行の儀など甚だ不相当の折柄にそうらえども、町方融通、かつはおおかた人氣・平和ならびに売事利潤の一助にもあいなるべきにつき、御噂に及びそうろうところ、格別に御免にあいなりそうろうあいだ、めいめい家業閑暇の節は心にまかせ、見物にまいるべく申すこと。

ひとつ、惣町中、若者ども申し合わせ、花などと唱え色々の品物を遣わしそうろう儀、常今の御時節、お指し留めの品は申すに及ばずとて、前後の考えなきも勢いに乗じ、無益の贈り物決してあいならず。そのほか見物にまいりそうろう節、花(華)美がましき衣類向き着用あいならざること。

ひとつ、場所内にて喧嘩口論は申すに及ばず、いささか故障の筋の儀これあるには、役手の者より名元あい糾し、厳しく制し置き、届け出でそうろうよう申し付けそうろうこと。

ひとつ、場所内、禁酒をなすべきこと。

右の条々もし違反の者これあるには、役手の者ども見聞に及び次第、さっそく届けそうろうように申しつけ置きそうろうあいだ、町中、小前の者に至るまで、嚴重にあい心得べき旨、洩らさず申し聞かせらるべくそうろう。

二月二十三日 (町奉行) 山根惣右衛門

右の通り仰せ下されそうろうあいだ、町内残らず御申し聞かせ、心得違いなきのように御心づけらるべくそうろう。

(惣年寄) 国富源次郎

印(回覧のとき確認押印する指示)
時付(回覧の時刻を記入する指示)
西大寺町(在印) 夜四ツ時過 上之町(在印) 九ツ時過
中之町(在印) 九ツ時過 石関町(在印) 八ツ時
下出石町(在印) 八ツ過 中出石町(在印) 八ツ時過
上出石町(在印) 七ツ時前 小畑町(在印) 六ツ時過
広瀬町(在印) 六ツ半時 難波町(在印) 五ツ時過
滝本町(在印) 同刻 下市町(在印) 五ツ半時
丸亀町(在印) 四ツ時前 富田町(在印) 四ツ半時
岩田町(在印) 九ツ時 萬町(在印) 九ツ時過
野田屋町(在印) 九ツ半時 桶屋町(在印) 八ツ時
柿屋町(在印) 八ツ半時 山崎町(在印)

御役人中